南大阪国際語学学校　返金規定

第1条　（目的）

本規程は、本校学則第 23 条に基づき、納付金の返金に関する取扱いについて定め、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条　（定義）

本規程における納付金とは、入学にあたり納入された選考料、入学金、授業料その他の費用をいう。

第3条　（来日前の入学辞退および査証不交付）

入学希望者の都合により来日前に入学を辞退した場合、または現地の日本国大使館もしくは領事館において査証（ビザ）が交付されなかった場合は、選考料および入学金を除く納付金を返金する。

第4条　（来日後・入学日前の入学辞退）入学者が来日後、入学月（4 月または 10 月）の 1 日までに本人の都合により入学を辞退した場合は、選考料および入学金を除く納付金を返金する。

第5条　（入学後の中途退学）

入学月の 1 日以降に退学する場合は、原則として納付済みの授業料その他の納付金は返金しない。

また、入学後 6 か月以内に退学した場合においても、当該学期（半年分）の授業料は返金しない。

第6条　（懲戒処分による退学）

法令または本校の学則等に違反し、退学処分となった場合は、理由のいかんを問わず一切の納付金の返金には応じない。

第7条　（返金手続き及び費用）

返金に伴う振込手数料その他の費用は、申請者の負担とする。

第8条　（補足）

本規程に定めのない事項については、本校が個別に判断する。

附則

本規定は、令和８年１０月１日より施行し、同日以降に出願した者に適用する。